

第1回鈴木貫太郎記念館再建基本計画策定専門委員会議

日 時 令和7年2月28日（金）

午後2時から

場 所 市役所低層棟4階 委員会室

次 第

1 開会

2 市長挨拶

3 出席者の紹介

4 議長指名

5 議題

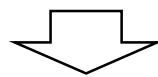
- (1) 鈴木貫太郎記念館再建基本構想の概要について
- (2) 鈴木貫太郎記念館再建基本計画項目案について
- (3) その他

6 閉会

野田市鈴木貫太郎記念館再建基本構想の概要について

1 はじめに

- (1) 鈴木貫太郎記念館は、内閣総理大臣として日本を終戦に導いた功績を広く紹介することを目的に建設
- (2) 貫太郎の愛用の品々や書簡、「最後の御前会議」を始めとする貫太郎の事跡を偲ぶための油彩画などを所蔵し、展示
- (3) 展示ケース内の温度や湿度の管理、遮光、防虫等の設備が備わっていないほか、収蔵庫も設置されていないなど、適切な環境ではあるとはいえない状況
- (4) 令和元年10月の台風19号の大雨で雨漏りが発生
- (5) コンクリートの耐震強度の不足も判明



鈴木貫太郎の功績を後世に伝えていくため

- ・ 展示公開や収集保存に必要な設備を整備
- ・ 博物館機能を備える
- ・ 繰り返したくさんの人が訪れる魅力にあふれる記念館

として再建を決定

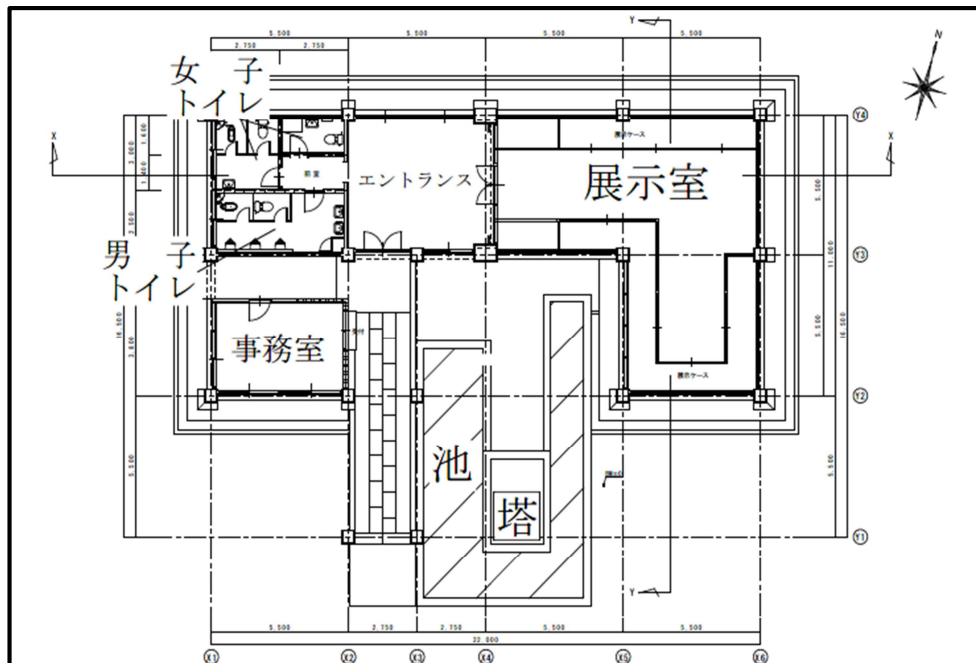
なお、再建に当たっては、

- (1) 記念館が立地する関宿地域は、令和5年4月時点と合併当時の人口を比較すると約7,000人減少
- (2) 地域資源と魅力にあふれる記念館が共存共栄するとともに、新たな観光・商業施設等の立地を誘導することによって、交流人口の拡大、地域の活性化を促進
- (3) 記念館の再建整備の方針と合わせて、記念館の再建が地域の活性化に寄与するようにする。

2 現在の鈴木貫太郎記念館について

- (1) 現在の記念館の建設は、貫太郎の一周忌に閑宿を中心とする有志により結成された「洗心会」が、昭和34年に記念館設立運動の実施を閑宿町議会へ働きかけ
- (2) 中央政財界でも昭和29年、吉田茂首相の発案により首相官邸で開かれた七回忌追悼会の場において、貫太郎の偉業の顕彰と平和推進の事業を実現するための団体の創設が発議され、「鈴木貫太郎記念太平会」が設立
- (3) 昭和36年に閑宿、野田の首長らを役員とした「財団法人鈴木貫太郎記念会」の設立により、本格的に記念館の建設に着手
- (4) 東京に建設しようとする計画もあったが、地元有志の熱望により、貫太郎が終の棲家として過ごした住居の隣接地に建設
- (5) 所在地 野田市閑宿町 1273 番地、1279 番地
- (6) 敷地面積 3,084.25 m²、建築面積 268.58 m²、構造鉄筋コンクリート造平屋建て
- (7) 住居は、昭和60年代までには老朽化のため取り壊し

現在の平面図（参考）



3 鈴木貫太郎記念館の再建について、基本構想において定めた事項及び基本計画において今後検討する事項について

次の(1)の事項については、野田市鈴木貫太郎記念館再建基本構想において実施することとなったもの。それ以外の(2)で記載しているような事項については、基本計画において今後具体的に検討していく。

(1) 基本構想において定めた事項

- ① 中央政財界を中心に組織された太平会、地元関係者が中心となる記念会の顕彰活動が一体となり、貫太郎の住居があった場所に隣接し建設されたことから、貫太郎が最期を迎えた住居跡に隣接した場所に立地することに大きな意義
- ② 適切な展示環境、収蔵庫を設置するなど安定的かつ継続的に資料の収集、保管、調査研究、展示並びに資料の活用を行うことができるよう博物館の登録要件を満たす登録博物館として整備
- ③ 閑宿地域の活性化にもつながることから、立地適正化計画の策定を進め、立地適正化計画に基づき、都市再生整備計画を策定することで、都市構造再編集中支援事業などの有利な補助金の確保を目指す。
- ④ 閑宿地域の活性化を促進し、にぎわいの創出効果を高める交流の拠点として整備すること

(2) 基本計画において今後検討する事項

- ① まずは、新たな記念館の基本理念を明確に記載をしていないことから、理念を明確にする。
- ② 閑宿地域の活性化や交流の拠点として整備することは基本構想に定まっており、例としては次のような内容があげられる。
 - I 一過性ではなく、市内外から繰り返し多くの人々が訪れるよう体験型の展示やミュージアムショップなどの設置を検討
 - II にぎわいの創出効果を一層高めるため、交流や休憩できる場所、市の魅力を紹介する案内所の設置を検討
 - III 閑宿あおぞら広場を始めとする周辺施設の効果的な利用や市内の様々な施設とのネットワークを活用し、一体的に観光機能を高める施策の実施を検討

- IV 回遊観光を誘導し、観光消費の促進が図られるよう、市内外の文化財、文化施設、関連博物館、旅行会社を始めとする民間企業との連携を検討
- ③ 記念館の法的位置付けとして博物館法に規定する博物館の登録要件を満たした施設とすることは基本構想に定まっており、例としては次のような内容があげられる。
 - I 温湿度管理可能な収蔵庫の設置は定まっているが、鈴木貫太郎記念館所蔵資料の整理及び目録作成を実施するとともに、今後の寄贈資料の量を想定し、収蔵庫の規模を検討
 - II 適切な展示環境が整った展示室の設置については定まっているが、その規模や配置などについて検討
 - III 登録博物館に必要な基盤機能を具体化するための具体的な方策について検討
- ④ 次のような塔碑、石碑等の再配置、動線等の敷地利用等について検討
 - I 記念館の象徴である「為萬世開太平」の塔碑を残し、敷地内の戦没者慰霊碑、鈴木貫太郎翁終焉之地石碑等の関連史跡については、敷地内から見学できるよう動線の見直しを検討
 - II 現在の記念館は、模型を製作の上、記念館建設の経緯などの解説を加えて展示できるよう検討
- ⑤ 浸水対策は、防災行動計画（タイムライン）を取り入れた防災ガイドラインによる対応を実施し、その上で、次のような必要最小限の設備等の設置について検討
 - I 記念館の再建に当たっては、水密扉や防水板の設置、収蔵庫を上層階に配置するなどの対策を検討
 - II 防災行動計画の際に、円滑に資料を移動することができるよう搬出入口等の施設配置についても検討
- ⑥ 市の直営のほか、野田市郷土博物館は指定管理者を導入していることから管理運営状況を参考に、館長や学芸員などの人材の確保や養成、登録博物館としての機能を十分に発揮しつつ、観光振興の拠点の施設として最も適した管理運営方式等を検討
- ⑦ 入館料を徴収することによる維持運営費に対する効果、影響等を考慮するほか、企画展を運営する上で必要な費用に相当する分について入館料を徴収するなど、あらゆる方法による対応を検討

野田市鈴木貫太郎記念館再建基本計画 項目案について

野田市鈴木貫太郎記念館再建基本計画の骨子となる項目は次のとおり。

- 1 鈴木貫太郎記念館の再建の検討にあたって
- 2 新たな記念館の理念
- 3 事業活動計画
- 4 展示計画
- 5 集客・交流計画
- 6 施設整備計画
- 7 管理運営計画
- 8 工程計画

○野田市鈴木貫太郎記念館再建基本計画策定専門委員設置規則

令和6年12月18日

野田市規則第54号

(設置)

第1条 野田市鈴木貫太郎記念館再建基本計画（以下「基本計画」という。）の策定業務の適切な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき、野田市鈴木貫太郎記念館再建基本計画策定専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門委員は、市長の求めに応じ、前条の目的を達成するために必要な事項について調査し、市長に報告する。

(委嘱)

第3条 専門委員は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の建設及び同法第3条第1項に掲げる事業並びに地域の活性化に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は、基本計画の策定をもって終了するものとする。

(会議)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、専門委員等による会議を招集することができる。

2 会議の議長は、市長が指名する。

(庶務)

第6条 専門委員の庶務は、市政推進室において行う。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

野田市鈴木貫太郎記念館再建基本構想

令和6年3月
野田市市政推進室
鈴木貫太郎記念館建設準備担当

目 次

1	はじめに～基本構想の策定に当たって～	1
2	鈴木貫太郎について	3
3	鈴木貫太郎記念館について	
3-1	建設の経緯	9
3-2	現在の記念館の概要	9
4	鈴木貫太郎記念館の再建について	
4-1	再建の背景	11
4-2	新しい記念館を目指す姿	
	(1)記念館の法的位置付け	11
	(2)観光振興の拠点	13
	(3)整備方針	14
	(4)浸水対策	15
	(5)財源の確保	15
	(6)管理運営方式	16
	(7)入館料	17
5	現在の整備スケジュール	18
6	その他	
6-1	野田市鈴木貫太郎記念館建設準備委員会設置要綱	19
6-2	野田市鈴木貫太郎記念館建設準備委員会委員一覧	20

1 はじめに～基本構想の策定に当たって～

野田市鈴木貫太郎記念館（以下「記念館」という。）は、昭和 41 年までに開館、関宿町が管理・運営し、野田市と関宿町が合併した平成 15 年から野田市が管理・運営をしています。

記念館は、「内閣総理大臣として日本を終戦に導いた鈴木貫太郎の功績を広く紹介する」ことを目的に建設され、貫太郎の愛用の品々や書簡、「最後の御前会議」を始めとする貫太郎の事跡を偲ぶための油彩画などを所蔵し、展示してまいりました。

しかしながら、展示ケース内の温度や湿度の管理、遮光、防虫等の設備が備わっていないほか、収蔵庫も設置されていないなど、貫太郎ゆかりの貴重な資料の展示公開や収集保存に当たり、適切な環境ではあるとはいえない状況でした。さらに、令和元年 10 月の台風 19 号の大雨で雨漏りが発生したほか、コンクリートの耐震強度の不足も明らかになりました。

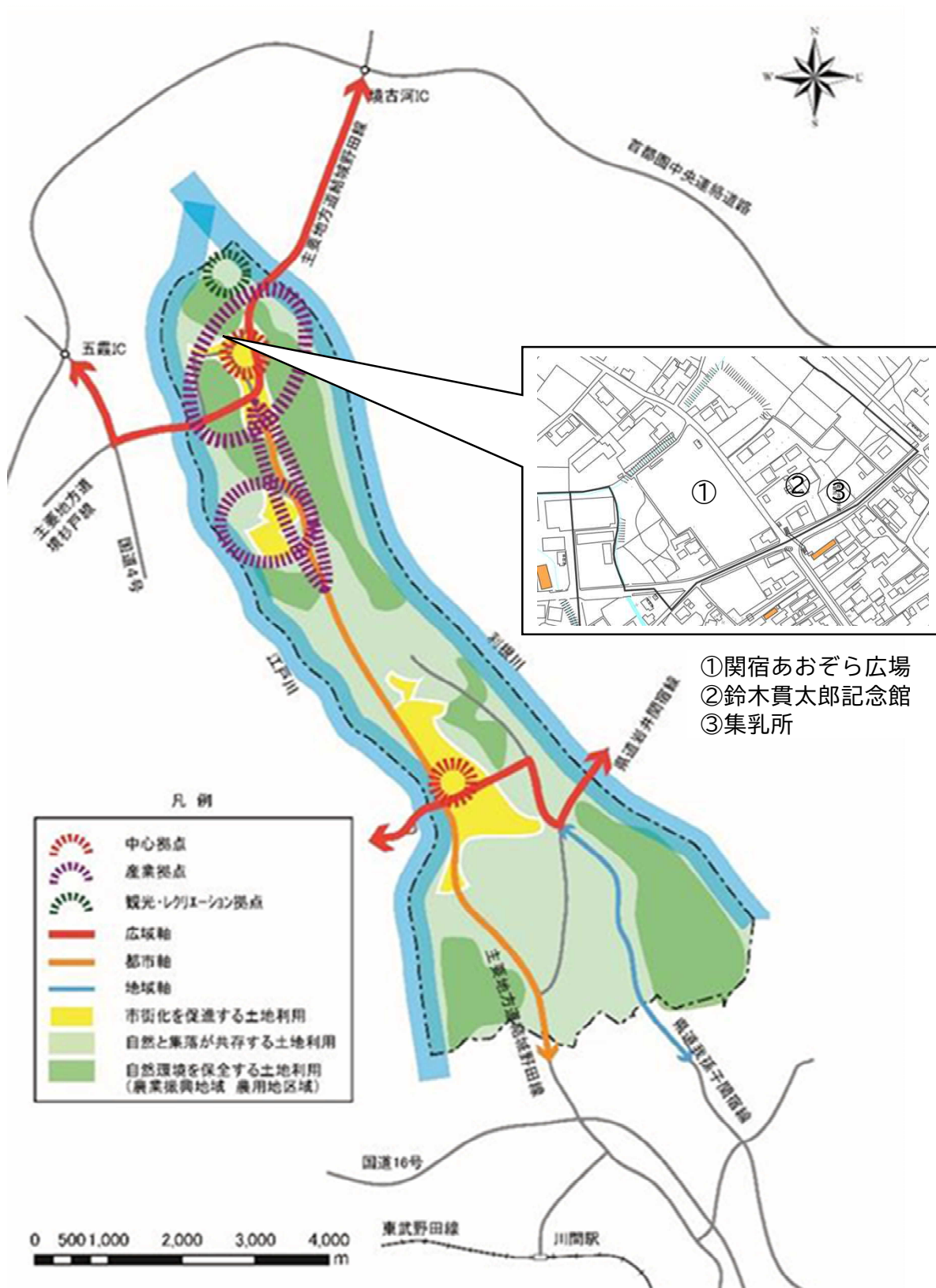
このようなことから貫太郎の功績を後世に伝えていくためには、展示公開や収集保存に必要な設備を整備し、博物館機能を備え、繰り返したくさんの人が訪れる魅力にあふれる記念館の再建が必要です。

また、記念館が立地する関宿地域は、令和 5 年 4 月時点と合併当時の人口を比較すると約 7,000 人減少していることから、野田市総合計画に掲げる地域特性をいかしたまちづくりの推進のもと、関宿地域のにぎわいの創出と活性化に向けた取組が求められています。

関宿地域は、関宿城の城下町として、豊かな歴史と伝統が育まれ、歴史的遺産や文化財が点在しているほか、堤防を利用したサイクリング道路が整備されています。このような地域資源と魅力にあふれる記念館が共存共栄するとともに、新たな観光・商業施設等の立地を誘導することによって、交流人口の拡大、地域の活性化を促進したいとするものです。

記念館の再建整備の方針と合わせて、記念館の再建が地域の活性化に寄与できるよう本基本構想を策定しようとするものです。

なお、本基本構想を基に、具体的な整備基本計画策定業務及び施設整備の設計業務を行います。基本構想が今後の業務を進める中で記念館の機能、規模を制約するものではありません。



2 鈴木貫太郎について

鈴木貫太郎（1868年1月18日～1948年4月17日）は、関宿藩飛地領の代官鈴木由哲（父）、きよ（母）の長男として、和泉国大鳥郡（現大阪府堺市中区）で生まれ、幼少期に関宿（現野田市）で過ごしました。

海軍軍人として日清日露の両戦役に従軍し、海軍大将まで昇進すると、連合艦隊司令長官や軍令部長などを歴任した後、侍従長に就任しました。職業柄、生涯の多くは東京や勤務地などで過ごしていましたが、父由哲が二川村や関宿町の首長を務め関宿に在住していたことから里帰りのほか、地元小学校の校舎新築記念式典などの行事にも度々参加していたようです。また、当時の東葛飾郡域などの小学校には、貫太郎の揮毫が残されており、両親が亡くなった後も墓参りに訪れるなど引き続き地元とのつながりを保っていました。

侍従長時代には、二・二六事件に遭遇し、瀕死の重傷を負いましたが、奇跡的に回復し一命を取り留めました。このとき貫太郎の母校である関宿小学校の教職員と児童が回復を祈ったことから、お礼の品として掛け時計を贈り、今もなお時を刻んでいます。

枢密院議長を経て、第42代内閣総理大臣（昭和20年4月7日～昭和20年8月17日、在職133日間）に就任すると、粉骨砕身の覚悟で難局を乗り切り、日本を終戦に導きました。内閣総理大臣就任時には、当時の東葛飾郡域の小学生からお祝いの作文が贈られているほか、関宿の農産物が定期的に届けられました。

終戦後、内閣総理大臣の職を辞し、一時関宿へ戻った際には、当時の野田警察署長に、関宿が自分の本当の家なので落ち着いたと述べ、この地に住みたいと語り昭和20年11月頃から関宿で暮らし始めました。

関宿での貫太郎の暮らしは、悠々自適といった生活ではなく、当時外務大臣であった吉田茂の説得により再び枢密院議長に就任し、憲法の改正に携わりました。

枢密院議長辞職後は、関宿地域の特性をいかし、特に酪農の普及に情熱を注ぎ、地元若手農家により結成された農事研究会を対象に、自宅を勉強会の会場に提供し、私費で講師を招くなど惜しみなく私財を投入し地域振興に貢献され、昭和23年4月17日に永眠しました。最後の言葉は「永遠の平和、永遠の平和」と伝わっています。

関宿の酪農は、貫太郎の存命中に大きな成長を見せることはありませんでしたが、想いを受け継いだ妻のタカや勉強会に参加した農事研究会の努力もあり、昭和 30 年代から 40 年代にかけては、地域の主要な産業の一つとなりました。

タカは、昭和天皇の幼少期に養育係を勤めた人物で貫太郎が亡くなった後も関宿で暮らし、昭和 29 年には関宿町名誉町民（第一号）を授与されています。

また、牛乳を出荷するための集乳所の土地は、鈴木家から無償で提供されていたことから、貫太郎を偲び、農事研究会によって「鈴木貫太郎翁終焉之地」の石碑が建立されました。

【貫太郎が残した代表的な言葉や揮毫】

貫太郎は、父親の教えもあり、幼少期から温和な性格の人物でした。また、自ら意見を積極的に主張することは少なく、周囲がその思考と心情を量りかねることも多かったようですが、物事の正否には厳しく、要点について意見を述べ場をまとめることに長けていたと伝わっています。

内閣総理大臣在任中は、あまりに発言しない貫太郎に対し、書記官長の迫水久常から自らの考えを述べるよう注意されるほどでしたが、寡黙であるがゆえに、軍部との対立や内閣の崩壊を起こすことなく、日本を終戦に導くことができたといえます。

【言葉】 太平洋は太平の海で神がトレードのために置かれたもので、これを軍隊輸送に使ったなら両国とも罰を受けるだろう。

概要 初出は、貫太郎が大正 7 年にサンフランシスコを訪れ歓迎された際に、当時緊張が高まっていた日米関係と戦争に対しての演説です。この一部は、内閣総理大臣のときの施政方針演説でも用いられており、貫太郎の終戦への意思表示の一つともされています。

原文 この日米戦争はアメリカでも日本でもしばしば耳にする、しかしこれはやってはならぬ。いくら戦っても日本の艦隊は敗れたとしても日本人は降伏しない、なお陸上であくまで闘う。もしこれを占領するとしたらアメリカで六千万の人を持って

行って日本の六千万と戦争するよりほかはない。アメリカは六千万人を失って日本一国をとったとしても、それがカリフォルニア州のインテレストがあるかどうか。日本の艦隊が勝ったとしても、アメリカにはアメリカ魂があるから降伏はしないだろう。ロッキー山までは占領できるかもしれないが、これを越えてワシントン、ニューヨークまで行けるかというに日本の微力では考えられない。そうすると日米戦は考えられないことで、兵力の消耗で日米両国はなんの益もなくただ第三国を益するばかりで、こんな馬鹿げたことはない。太平洋は太平の海で神がトレードのために置かれたもので、これを軍隊輸送に使ったなら両国とも罰を受けるだろう。

【言葉】 明治天皇の聖諭

出典 藤田菊徳「太平」第5号（鈴木貫太郎記念太平会発行）

概要 昭和20年4月5日に貫太郎が昭和天皇から内閣総理大臣の拝命を受けた際に、断る理由として出した信念。

貫太郎は、政治に関わることを嫌っており、軍人時代も海軍大臣の就任を断っています。発言としては「明治天皇の聖諭」と述べたそうですが、その意味は「軍人は政治に関与せざる事」です。

【言葉】 最期のご奉公

出典 鈴木貫太郎首相就任演説（昭和20年）

概要 貫太郎の首相就任演説時の発言ですが、終戦派には戦争を終わらせるための決意、戦争続行派には徹底抗戦の決意とどちらとも受け取れる内容になっています。

原文 本日、わたくしに大命が降下いたしました以上、私は私の最期のご奉公と考えますと同時に、まず私が一億国民諸君の真っ先に立って、死に花を咲かす、国民諸君は私のしかばねを踏み越え、国運の打開にまい進されることを確信いたします。

【言葉】 私は深い哀悼の意をアメリカ国民の悲しみに送る

出典 昭和20年4月同盟通信社の短波放送

概要 戦争中アメリカ大統領ルーズベルトの病死に対して出した
声明

貫太郎の声明は、「東洋の国、日本には、なお騎士道精神がある」、「鈴木首相の高らかな精神」などと称賛されました。

原文 今日、アメリカがわが国に対し優勢な戦いを展開しているのは亡き大統領の優れた指導があったからです。私は深い哀悼の意をアメリカ国民の悲しみに送るものであります。しかし、ルーズベルト氏の死によって、アメリカの日本に対する戦争継続の努力が変わるとは考えておりません。我々もまたあなた方アメリカ国民の覇権主義に対し今まで以上に強く戦います。

【言葉】 萬事を委せて平静（ばんじをまかせてへいせい）

出典 昭和 21 年 8 月 1 日毎日新聞記事見出し

概要 新聞記者に終戦時の心情を問われた貫太郎は、「武士道は日本の独占物ではない、世界の普遍的な道義である、一旦軍門に降った以上はこれを味方として保護することは正しい武人の行動である、私はマッカーサー將軍の個性は知らなかつたが私も武人の一人としてこの心理を固く信じていた」と述べました。吉田茂はこの記事を見ると即座に英訳しマッカーサーに送っています。マッカーサーも自らの回顧録に掲載しています。

【言葉】 永遠の平和、永遠の平和

概要 昭和 23 年 4 月 17 日の貫太郎臨終の言葉

貫太郎の家族や主治医の浜野政三医師が看取る中、最後に述べた言葉として伝わっています。

【揮毫】 天空海闊（てんくうかいかつ）

意味 大空や海が果てしなく広いこと。また、そのように広い度量をもつこと

概要 貫太郎の人柄そのものを表した言葉です。

なお、「鈴木貫太郎傳」では、依頼された揮毫の 9 割近くを

占めたと紹介されています。

【揮毫】正直に腹を立てずに撓まず励め（しょうじきにはらをたてずにたゆまずはげめ）

意味 正直者で、優しく、怠けず、頑張りなさい。本来、撓まずは「たわまず」と読みますが、「たゆまず（弛まず）」と読まれています。なお、意味はどちらも一緒です。

概要 貫太郎の日常訓、特に貫太郎亡き後、タカがこの文言の色紙を関宿をはじめとする地域の人々に贈っています。なお、貫太郎が通った関宿小学校では校歌に、群馬県前橋市の桃井（もものい）小学校では、歌や石碑、校訓として残されています。

【揮毫】為萬世開太平（ばんせいのためにたいへいをひらく）

意味 この後、何世代も続く世のために平和な世をつくる

概要 終戦の詔書の「朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ビ難キヲ忍ビ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」から引用したもので、戦後、貫太郎はこの文言を多く揮毫しています。記念館の塔碑に使用されている文言です。

【揮毫】洗心（せんしん）

意味 心を洗い清める

概要 貫太郎が最晩年に書かれた言葉

この文言の色紙を貰った人々が「洗心会」を結成し、記念館の建設運動を展開しました。また、貫太郎の絶筆もこの文言です。

【教え】奉公十則（ほうこうじっそく）

カッコ内は、市報のだ令和4年1月1日号から転載した現代語意訳

一 窮達を以て節を更ふ可からず

（自分の考えや志は貧乏や出世で変わってはなりません）

- 一 常に徳を修め智を磨き日常の事を学問と心得よ
(いつもの生活が勉強と思って人格と知性を磨きましょう)
- 一 公正無私を旨とし名利の心を脱却すべし
(自分の利益や感情を捨てて公正に判断しましょう)
- 一 共同和諧を旨とし常に愛敬の念を存すべし
(みんな仲良くして、愛し敬う気持ちを持ちましょう)
- 一 言行一致を旨とし議論より実践を先とすべし
(口先だけの人間にならず、まず行動してみましょう)
- 一 常に身体を健全に保つことに注意すべし
(健康管理にはいつも気を付けましょう)
- 一 法令を明知し誠実に之を守るべし、自己の職分は厳に之を守り他人の職分は之を尊重すべし
(決まり事は真面目に守り、自分の役目を着実に果たしつつ、他人のやることには敬意を払いましょう)
- 一 自己の力を知れ、僞慢なる可からず
(自分の能力を知って驕り高ぶらないようにしましょう)
- 一 易き事は人に譲り難き事は自ら之に当たるべし
(簡単なことは他人にやってもらい、自分は困難なことに挑戦しましょう)
- 一 常に心を静謐に保ち危急に臨みて尚ほ沈着なる態度を維持するに注意すべし
(いつも心を穏やかにして、ピンチの時も落ち着いた態度でいましょう)

概要 貫太郎が練習艦宗谷の艦長になった際に、青年士官教育として、奉公十則を作り、座学的なことよりも実務を重視して、正直に元気に勤務することを努めて教えたと言われています。奉公十則は、貫太郎の終生の座右の銘とし、実践の基準となっていました。

3 鈴木貫太郎記念館について

3-1 建設の経緯

現在の記念館の建設は、貫太郎の一周忌に閑宿を中心とする有志により結成された「洗心会」が昭和34年に記念館設立運動の実施を閑宿町議会へ働きかけたことから始まります。

また、閑宿で「洗心会」による貫太郎の顕彰活動が進められている一方で、中央政財界でも貫太郎を顕彰する動きが興り始めました。昭和29年、吉田茂首相の発案により首相官邸で開かれた七回忌追悼会の場において、貫太郎の偉業の顕彰と平和推進の事業を実現するための団体の創設が発議され、後に「鈴木貫太郎記念太平会」（以下「太平会」という。）と名称が決定しました。太平会は、広報誌「太平」の発行、座談会や伝記の編さんを主な事業活動としていました。

昭和36年に閑宿、野田の首長らを役員とした「財団法人鈴木貫太郎記念会」（以下「記念会」という。）の設立により、本格的に記念館の建設に着手しました。当初は東京に建設しようとする計画もありましたが、地元有志の熱望により、貫太郎が終の棲家として過ごした住居の隣接地に建設されました。

建設に際し建設資金を募り、個人、企業、自治体から多大な寄附を頂いたほか、地元では町民による建設用地の整地などの勤労奉仕が行われました。

記念会は、記念館の建設を機に記念行事等の活動の拡充を図るため、吉田茂を名誉総裁とし、佐藤栄作内閣総理大臣、東龍太郎東京都知事を組織に加えており、記念館の開館は、中央政財界の要人と地元関係者の貫太郎を尊ぶ想いが一体となり実現に至ったものです。

3-2 現在の記念館の概要

所在地 野田市閑宿町 1273 番地、1279 番地

住居は、昭和60年代までには老朽化のため取り壊されましたが、記念館の周辺には、石碑や集乳所などが残されており、貫太郎の足跡と功績をうかがうことができます。記念館及び塔碑「為萬世開太平」がその中核をなしています。

敷地面積 3,084.25 m²（登記簿による。）

建築面積 268.58 m²

構 造 鉄筋コンクリート造平屋建て

発 注 者 財団法人鈴木貫太郎記念会(鈴木貫太郎記念館建設委員会)

名誉会長 千葉県知事 柴田 等

会長 野田市長 戸辺織太郎

副会長 関宿町長 須賀 清八

流山町長 田中 芳夫

洗心会代表 浜野 政三

設 計 者 創建築設計事務所

請 負 者 東京社寺工務店

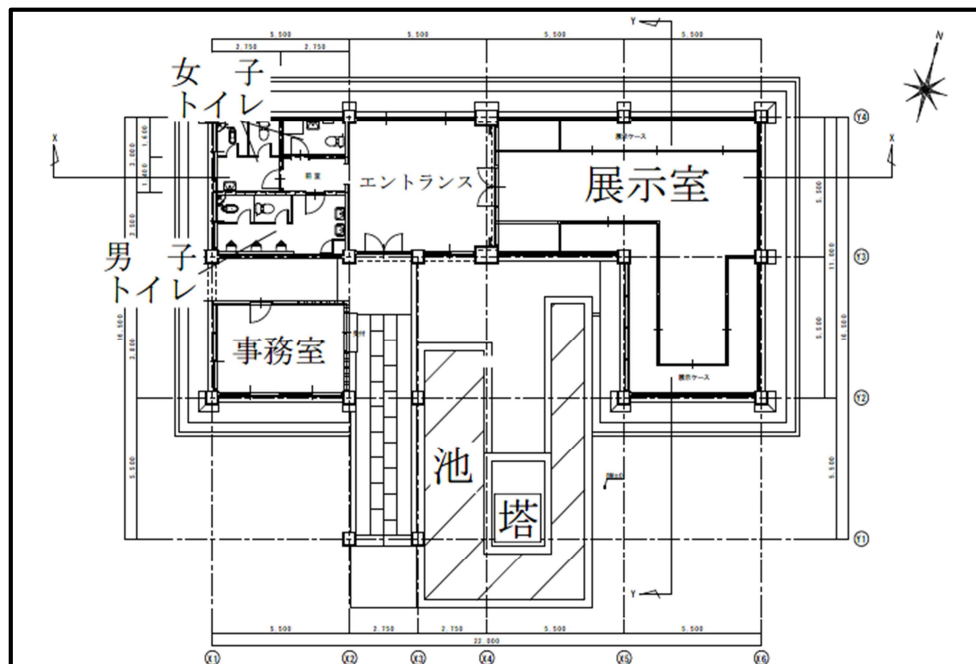
建 築 費 建設費 1,548 万円(うち建築費 1,200 万円、雑費 348 万円)

竣 工 日 明確な竣工日は不明ですが、現存資料から着工は、昭和 37 年中と判断でき、昭和 38 年中には、建物は完成していたと考えられます。

開 館 日 これまで引き継がれてきた情報では、昭和 38 年の開館とされてきました。実際に、昭和 39 年には、来館者を受け付けていたことも分かっています。

しかし、現存資料には開館記念式典が催された昭和 41 年 8 月 15 日を開館とする記述もあります。

現在の平面図(参考)



4 鈴木貫太郎記念館の再建について

4-1 再建の背景

現在の記念館は、現存資料によると竣工から 60 年近く経過しているものと考えられます。令和元年 10 月の台風 19 号の影響により雨漏りが発生し、改修工事の実施を検討しましたが、耐震診断の結果、コンクリートの耐震強度の不足が明らかになり改修工事の実施を断念し、令和元年 10 月 19 日から臨時休館としました。

令和 2 年 7 月 14 日から記念館のエントランスホールのみを利用し、タカの二・二六事件に関するインタビュー映像資料の視聴や記念館副館長による解説、敷地内の史跡等の見学ができるようになっています。

地元有志の「関宿を語る会」から、新記念館の早期開館を求める請願が提出され、令和 2 年 9 月議会において全会一致で採択されています。

4-2 新しい記念館が目指す姿

現在の記念館は、貫太郎の功績を広く後世に伝えるため、吉田茂や鈴木内閣を支えた閣僚らと中央政財界を中心に組織された太平会、関宿や野田の首長、顕彰団体などの地元関係者が中心となる記念会がそれぞれの立場で展開した顕彰活動が一体となり、貫太郎の住居があった場所に隣接し建設されました。再建に当たっても、貫太郎が最期を迎えた住居跡に隣接した場所に立地することがその功績を顕彰する記念館として大きな意義があると考えています。

また、記念館の再建に関宿地域の活性化を促進するための好機と捉え、一過性ではなく、市内外から繰り返し多くの人々が訪れるよう体験型の展示やミュージアムショップなどの設置を検討します。

(1) 記念館の法的位置付け

現在の記念館は、建物の耐震強度不足のほか、展示室は、温湿度等を調整する設備が整っておらず、収蔵庫も設置されていない環境であり、博物館法に定める博物館の登録要件を満たしていません。

貫太郎は、関宿地域の特性をいかした酪農の普及など地域振興への貢献のみならず、海軍軍人、侍従長、枢密院議長、内閣総理大臣など日本史上において重要な職を歴任しました。

そのため、貫太郎の資料は、日本の歴史においても大変貴重な資料で

あることから、所蔵する資料を後世に継承していくとともに、同時代の貴重な関連資料を受け入れ、調査、研究を続けていかなければなりません。

その上で、「内閣総理大臣として日本を終戦に導いた鈴木貫太郎の功績を広く紹介する」ことを目的に建設した先人たちの想いを引き継いでいくためにも、適切な展示環境、収蔵庫を設置するなど安定的かつ継続的に資料の収集、保管、調査研究、展示並びに資料の活用を行うことができるよう博物館の登録要件を満たす登録博物館として整備します。

登録博物館に必要な基盤機能及び当該機能を具体化するためには、次のような方策が考えられます。今後、具体的な検討を進めてまいります。

①収集保存（まもる）

⇒温湿度管理可能な収蔵庫の設置、デジタルアーカイブ、防災行動計画（タイムライン）の作成

②調査研究（さぐる）

⇒専門学芸員の配置、関連資料の発掘、学術調査や研究報告、関連資料館との連携

③展示公開（みせる）

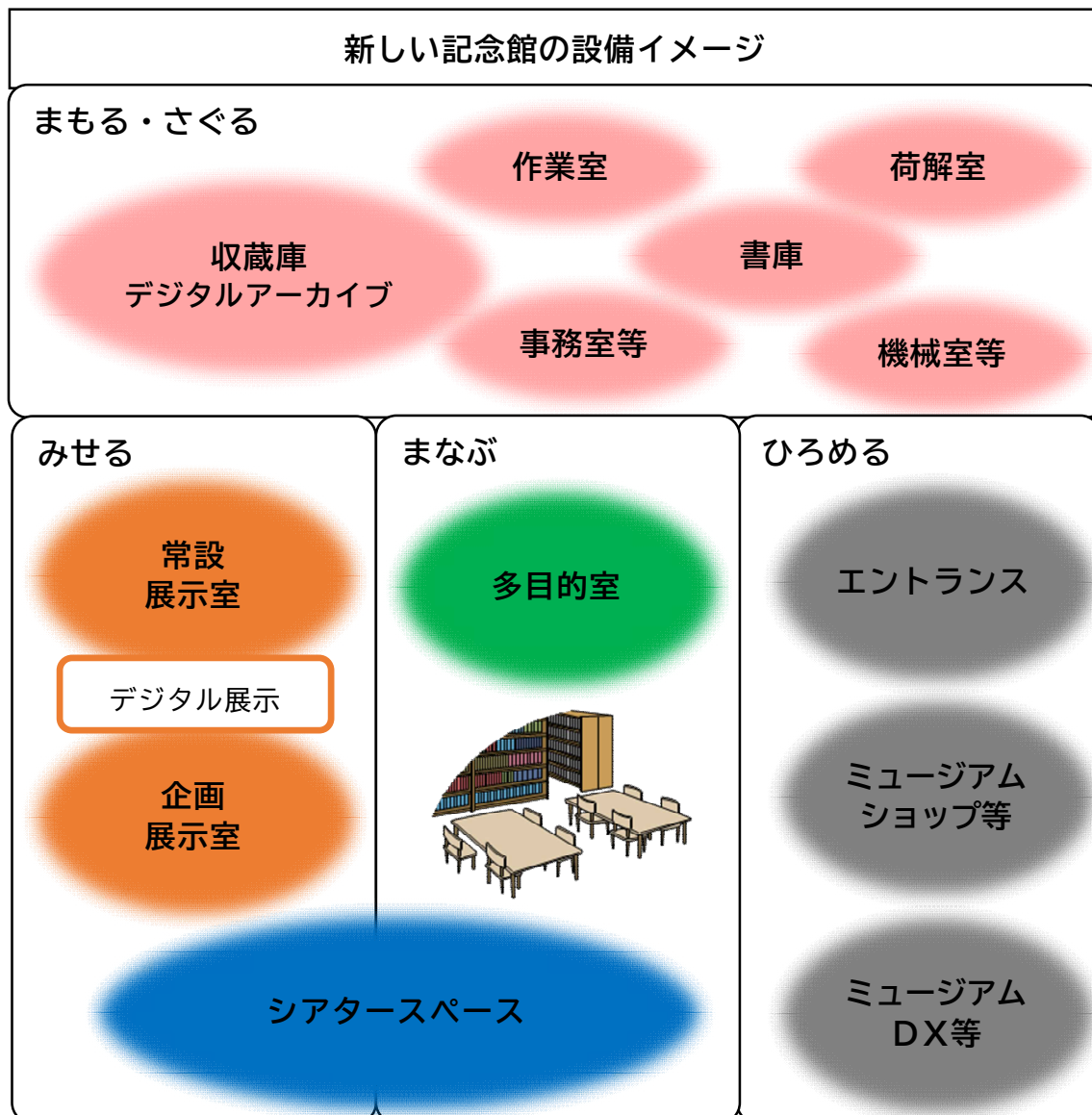
⇒展示室（常設・企画）、デジタル展示、シアタースペースの設置

④生涯学習（まなぶ）

⇒学校の授業や市民向け講座の継続及び強化、マンガやアニメの活用、市民参加

⑤発信（ひろめる）

⇒図録作成、ホームページの充実、広報誌の作成



(2) 観光振興の拠点

昨今、博物館には、従来の教育や文化振興の枠にとらわれず、まちづくり、観光、福祉などの様々な分野との連携による地域社会へ貢献する役割が期待されています。

登録博物館として整備を進める新しい記念館への来訪に加えて、にぎわいの創出効果を一層高めるため、交流や休憩できる場所、市の魅力を紹介する案内所の設置も効果があると考えられることから、関宿あおぞら広場を始めとする周辺施設の効果的な利用や市内の様々な施設とのネットワークを活用し、一体的に観光機能を高める施策の実施を検討します。

さらに、回遊観光を誘導し、観光消費の促進が図られるよう、市内外の文化財、文化施設、関連博物館、旅行会社を始めとする民間企業との連携を検討します。

(3)整備方針

①建設場所

貫太郎が最期を迎えた住居跡地に隣接した場所に立地することにより、貫太郎の功績を顕彰する記念館としての大きな意義があることから、現在の記念館を取壊し、その跡地に建て替え、記念館の象徴である「為萬世開太平」の塔碑を残します。また、敷地内の戦没者慰霊碑、鈴木貫太郎翁終焉之地石碑等の関連史跡については、敷地内から見学できるよう動線の見直しを検討します。

なお、現在の記念館は、模型を製作の上、記念館建設の経緯などの解説を加えて、新記念館内において展示できるよう検討します。

②建設規模

博物館の登録要件を満たす展示室（常設及び企画）及び収蔵庫等の設備が必要です。

特に収蔵庫については、従来、配置されていなかったことから、所蔵資料目録を整理し、所蔵資料の数量や大きさの確認作業を進めると同時に、今後の資料収集による所蔵資料の増加を見込み、十分に収蔵が可能な規模の収蔵庫の配置を検討します。

所在地 野田市関宿町 1273 番地、1279 番地ほか

敷地面積 4,624.25 m²（登記簿による。）

諸室構成 共用エリア

例) エントランス、ミュージアムショップ、シアタースペース、トイレ、通路、階段、エレベーター、風除室、多目的室等

展示エリア

例) 常設展示室、企画展示室等

収蔵エリア

例) 収蔵庫、収蔵庫前室、書庫兼展示備品倉庫、一時保管庫、荷解場、搬入口等

調査研究エリア

例) 学芸員作業室兼展示備品倉庫等

管理エリア

例) 事務室、会議室、更衣室、機械室等

③建設費用

建設業界の人材不足や建設資材の高騰が続くため、可能な限り早期の着工、開館に努めます。

(4)浸水対策

国土交通省が土地利用や防災まちづくりの検討などの治水の取組を推進することを目的とした「水害リスクマップ」を公表しており、当該リスクマップによると、記念館の建設場所は、100年に1度の降雨に伴い、利根川水系利根川が氾濫した場合に浸水することが想定されています。

今後の河川整備事業の実施次第では、現在、想定されているリスクが低減する可能性も考えられますが、記念館の再建に当たっては、水密扉や防水板の設置、収蔵庫を上層階に配置するなどの対策を検討します。

合わせて、絵画を中心とする収蔵資料に防水等の保護処理を行うとともに、破堤後の経過時間ごとに浸水深をシミュレーションした「浸水ナビ」の情報を基にして、防災行動計画（タイムライン）等を取り入れた防災ガイドラインを作成し、円滑に資料を移動することができるよう搬出入口等の施設配置を検討します。

(5)財源の確保

①国の補助金の活用

建設費用の財源を確保する上で、国等の補助金を獲得することが非常に重要であると考えていますが、博物館建設を直接対象とした補助制度がないため、あらゆるスキームの活用を検討しています。

そのような中で、都市全体の構造を見直し、持続可能なまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設され、特に関宿地域

の活性化につながることから、市では立地適正化計画の策定を進めてまいります。

立地適正化計画に基づき、都市再生整備計画を策定することで、都市構造再編集中支援事業などの有利な補助金の確保を目指してまいります。

②寄附（ふるさと納税）

令和３年度に鈴木貫太郎記念館再建基金を創設しており、ふるさと納税の使途として継続します。

市外に本社を置く事業者に対し、企業版ふるさと納税の働きかけに取り組みます。

鈴木貫太郎記念館再建基金 令和４年度末現在高 357,790 千円

③募金

令和５年６月下旬から、「市役所」、「関宿支所」、「鈴木貫太郎記念館」に募金箱を設置しました。ほかの公共施設を始め新たな設置場所を検討してまいります。

④クラウドファンディング

全体事業費算出の見通しのほか、活用できる国の補助金等の全体の事業収支を見極めた上で、目標金額を定めて実施を検討します。

⑤一般財源

建設費用の国の補助金や再建基金、クラウドファンディング等を積極的に活用したとしても、一般財源の支出は免れないことが予想されますが、安易に支出を増やすことのないよう努めてまいります。

(6)管理運営方式

市の直営のほか、官民連携の代表的な管理運営方式である指定管理やＰＦＩ等の方式があります。

野田市郷土博物館が既に指定管理者を導入しているため、管理運営状況を参考にしながら、館長や学芸員などの人材の確保や養成、登録博物館としての機能を十分に発揮しつつ、観光振興の拠点の施設とし

て最も適した管理運営方式の採用を検討してまいります。

(7)入館料

博物館法では、「公立博物館」の場合、入館料その他博物館資料の利用の対価を徴収してはならないと定められており、ただし、博物館の維持運営のために、やむを得ない事情がある場合には対価を徴収できるとされています。

現在の記念館は、関宿町との合併により野田市の管理・運営となつてからは無料としております。また、野田市郷土博物館につきましても開館当初から昭和56年3月まで有料としておりましたが、昭和56年4月から無料としています。

観光振興の拠点として、記念館に多くの人々に来館していただくことを第一に考え、従来どおり無料とする、又は入館料を徴収することによる維持運営費に対する効果と集客面への影響を検討した上で有料とする、若しくは企画展を運営する上で必要な費用に相当する分について入館料を徴収するなどの方法も含め検討します。

5 現在の整備スケジュール

令和6年度～令和8年度

立地適正化計画策定

所蔵資料の把握

事業運営方式の検討

再建基本計画策定

測量・地盤調査

令和9年度 基本設計・実施設計（建築）

基本設計・実施設計（展示）

令和10年度 建設工事（解体、造成、建築）

令和11年度 建設工事（建築、枯らし期間）

展示製作・工事

開館準備

令和12年度 展示工事

開館・運営

6 その他

6-1 野田市鈴木貫太郎記念館建設準備委員会設置要綱

令和3年3月24日

野田市告示第45号

(設置)

第1条 耐震診断により補強が困難であるとされた野田市鈴木貫太郎記念館(以下「記念館」という。)の再建のために必要な協議を行うため、野田市鈴木貫太郎記念館建設準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、記念館の再建のために必要な協議を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、市長のほか、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係者を代表する者
- (3) 記念館を代表する者
- (4) 教育長
- (5) 市職員

(任期)

第5条 委員の任期は、記念館の再建のために必要な協議の終了をもって終了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職により任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

(会長)

第6条 委員会に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- (庶務)

第8条 委員会の庶務は、市政推進室が行う。

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

6-2 野田市鈴木貫太郎記念館建設準備委員会委員一覧

要綱に定める区分	氏名
市長	鈴木 有
教育長	染谷 篤
学識経験者	下津谷 達男
学識経験者	大野 要修
学識経験者	田中 文昭
学識経験者	福田 健二郎
学識経験者	宮部 仁志
学識経験者	山本 和也
学識経験者	富澤 昇
地元を代表する者	林 正子
記念館を代表する者	筑井 正
市職員	宮崎 等